

『税を考える週間』

11月の『税を考える週間』の関連行事が開催されました。10、11、12日にイオンモール日の出内イオンホールにて「税を考える週間書道展」が開催され、多くの応募の中から“特賞”などを含む多くの作品が展示されました。



中川青申会と青梅青申会が交歓研修会

10月6日、愛知の中川青色申告会と青梅青色申告会で交歓研修会を開催いたしました。研修会では、インボイスの指導方法や申告会の会員増強、財政問題等について活発な意見交換が行われました。



令和5年度

青梅税務署長納税表彰式

11月17日(金)、青梅税務署主催による、管内功労者の方々に対する表彰式が挙行され、本会からは次の方々各々が各表彰を受けられました。受賞された皆様、おめでとうございます。

◎署長表彰受表彰者
山城 康正氏 本会理事
萩原 慎吾氏 本会理事

◎署長感謝状受表彰者
藤本 昇氏 本会理事



左から牧野統括官、笠原副署長、鈴木署長、高野会長、山城氏、萩原氏、藤本氏

12月～3月は駐車場が大変混雑します

12～3月は年末調整、決算指導会で駐車場が大変混雑いたします。公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用いただきますようご協力お願い致します。なお一番近い駐車場は、西友の平地駐車場になります。



青色申告会員必携の配布について

令和6年版「青色申告会員必携」を12月1日より申告会にて配布いたします。部数は用意しておりますが無くなり次第終了となります。また、配送は行いませんのでご了承ください。

休館日

年末年始 12月28日(木)午後～1月3日(水)
12月9日(土)、30日(土)
1月6日(土)、23日(火)
3月16日(土)
および土曜日の午後、日曜日・祝日

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町 4-7-25
TEL: 0428-23-0108 FAX: 0428-22-4788
受付時間: 平日 9:00～17:00
土曜 9:00～12:00
休館: 第2、第4土曜、日曜祝日(臨時休館の場合HPにて掲示致します)



ご予約はお早めに！ワクチンがなくなり次第終了。

インフルエンザ予防接種



接種料(18歳以上) **3,900円**(税込)

予約開始: 受付中
受診期間: 1月末ごろ(ワクチンが無くなり次第終了)
受診機関: 新町クリニック健康管理センター
(青梅市新町 3-53-5)
予約方法: 新町クリニックにお電話で(0428-31-5312)お申込みください。
青梅青色申告会会員であることをお伝えください。



東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム 「サンクス・フェスティバル」パスポート

コーポレートプログラム会員の皆さま限定!
対象日の1デーパスポート価格より

大人 18歳以上	中人 (中学・高校生) 12～17歳	小人 (幼児・小学生) 4～11歳
500円お得	400円お得	300円お得

【購入例】
大人1デーパスポート7,900円▶「サンクス・フェスティバル」パスポートなら7,400円
※「サンクス・フェスティバル」パスポートは、東京ディズニーリゾート・オフィシャルのアプリにてご購入ください。
※サンクス・フェスティバルは、東京ディズニーリゾート・オフィシャルのアプリにてご購入ください。
※パークチケットは、2ヶ月以内の有効期間でご利用いただけます。

実施期間 **2024年 1月9日(火)～3月15日(金)**

販売期間: 2023年11月9日(木)14:00～2024年3月15日(金) ※パークチケットは、2ヶ月以内の有効期間でご利用いただけます。

購入方法: 「東京ディズニーリゾートコーポレートプログラム」
<https://www.tokyodisneyresort.jp/treasure/fantasy/dcp/user/> にアクセス。「サンクス・フェスティバルパスポート」のページから「契約団体番号」と「プランパスワード」を入力します。
(各番号は、お電話にて青梅青色申告会にお問合せください。)

- 購入後のキャンセル、払い戻しはできません。
- チケット購入に必要な情報および購入したチケットを購入対象者以外の第三者に対し、有償・無償問わず譲渡(インターネット販売含む)はできません。
- 本内容は、予告なく変更または終了する場合がございます。

ジョブカン青色申告 やよいの青色申告

をご利用中の方へ更新のお願い

“ジョブカン青色申告(旧ツカエル青色申告)”“やよいの青色申告”をご利用時、**更新の案内**が表示される事があります。これが表示された場合は**必ず更新を行ってください**。更新作業を行わないと新たな変更点が反映されません。



(一社) 青梅青色申告会
**あおいろ
だより**
VOL. 186 - 令和5年12月号 -

「令和5年分 決算指導会」ご予約受付開始のお知らせ

決算・申告シーズンまで間もなくです！青梅青色申告会では、「決算指導会」として、次の日程で会員の皆様の決算書作成・個別サポートをおこなってまいります。直前になりますとご予約が取りづらくなりますので、お早めのご連絡をお願い致します。

■ 所得税の決算指導会

【日時】 **令和6年1月26日(金)～3月15日(金)** <日曜・祝日は休館>
【時間】 [平日] 9～12時 / 13～17時 <最終受付16時>
[土曜日] 9～12時 <最終受付11時>
【指導内容】 帳簿の決算整理、決算書類等作成方法の指導

※決算指導会期間中は帳簿内容の確認はいたしかねますので、必ず事前に記帳点検にお越しください。



■ 消費税の決算指導会

【日時】 **令和6年3月18日(月)～4月1日(月)** <日曜・祝日は休館>
【時間】 [平日] 9～12時 / 13～17時 [土曜日] 9～12時
【指導内容】 消費税の決算書類等作成方法の指導

【予約】 **12月11日(月)9時より予約受付開始**

「LINE公式アカウント」「インターネット」「電話」からご予約いただけます。

おすすめ!

LINE 公式アカウント
友だち追加で、さまざまな情報をご案内しています。

インターネット予約
スマホ、パソコンからできます。
こちらのQRコードまたはHPよりご予約ください。

電話予約
0428-23-0108

※3月4日～15日は当日受付のみとなります。3月16日は休館日です。
詳しい日程につきましては、別途郵送の「R5年分「所得税の決算指導会」」チラシをご確認下さい。

【費用】「決算指導会」期間中は、ご来館された皆様に費用をご負担いただいております
<所得税> 基本金額 2,000円～(1時間、記帳方法やサポート内容に応じる) / 2時間以降1時間につき2,000円
<消費税> 基本金額 1,000円～(1件、記帳方法やサポート内容に応じる)
※決算申告期は原則として決算申告サポートのみとさせていただきますが、そのほかのサポート(記帳点検等)で来館される場合も上記金額をご負担いただきます。

記帳の指導をまだ受けていない方は、必ず事前に内容の確認にお越しください。



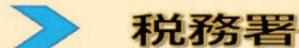
インボイス制度のご不明点はありませんか？



□インボイス制度のキホン以外にも聞きたいことがある！という場合のご要望に応じたオススメの窓口をご案内します。

インボイス制度のキホンだけでなくこんなことも相談したいときのオススメ窓口

税金全般や申告書の作成方法について相談したい



税務署

帳簿の作成方法について相談したい



青色申告会※

経営に関する相談をしたい

例：どんな事業者支援があるのか知りたい



よろず支援拠点

商工会・商工会議所※

※ 会員の方向けの窓口となります。

制度のキホンや相談先を聞きたいという方はこちら

インボイスコールセンター

0120-205-553

(フリーダイヤル：無料)

【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

免税事業者の方はこちらも！

税理士無料オンライン相談案内実施中

中小企業・小規模事業者 インボイス相談受付窓口

0570-028-045 (ナビダイヤル)

045-330-1365 (一般電話)

【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度に関連してこんなことも！

対面もOK!

独占禁止法・下請法に関する内容を相談したい

公正取引委員会事務総局

03-3581-3375 (直通)

【受付時間】10:00～17:00 (土日祝除く)

取引上のトラブルを相談したい

例：代金未払、減額、買ったたき

下請かけこみ寺

0120-418-618

(フリーダイヤル：無料)

【受付時間】9:00～12:00 / 13:00～17:00

(土日祝除く)

各窓口の所在地や連絡先の検索はこちら



ぶっつけ本番はとっても危険！！



とっつきも大事な事前の記帳点検をしましょう！ 1/25まで

多くの皆様が来館される「決算指導会」期間（本紙1面参照）に入りますと、原則として記帳内容の確認にお時間を取る事ができません。また、「決算指導会」期間中は、記帳点検で来館された場合も費用をご負担いただくこととなります。より正確でスムーズな申告を行うためには、事前の記帳点検が必要です。必ず記帳点検を受けて、慌てず安心して決算申告期を迎えましょう！記帳点検をご希望の際は、事前にお電話の上お越しください。

従業員
専従者

いる方 年末調整をお忘れなく！ 【提出期日 1月10日(水) 1月22日(月)：継続の特別の承認を受けている方】

専従者・従業員への給与をお支払いの方は、源泉所得税の年末調整と7～12月分の支払給与額の報告及び源泉所得税の納付を年内最終の給与支払日以降に行う義務があります。青梅青色申告会では、「年末調整指導会」として、次の通り、年末調整をはじめとする給与関係事務のサポートをいたします。

【場 所】 申告会事務局
【対象者】 雇い人への給与と税理士等への報酬の支払いをおこなう個人事業者（源泉税を徴収しない方も含む）

※「給与支払事務所の開設届出書」を提出した方は、給与の支払いがなかった場合も納付書の提出による報告が必要です！

【持ち物】

- ・事業主、専従者、従業員本人のマイナンバー
- ・専従者、従業員ごとの給与支給内容を記載した「源泉徴収簿」（扶養親族がいる場合はその方のマイナンバーも記載してください）
- ・専従者、従業員に関する以下の情報・書類等
 - ①配偶者、扶養親族の方の生年月日・年収・所得の金額等
 - ②令和5年中に支払った国民健康保険税の総額
 - ③令和5年分国民年金保険料の控除証明書
 - ④生命保険・地震保険の控除証明書
 - ⑤その他必要な資料（市町村から届いた給与支払報告書など）

※不明な点がございましたら事前に事務局へお問合せください

年末調整とは？

人を雇って給与を支払う場合には、その支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。しかしその金額は概算であるため、1年の給与が確定する12月に調整をする必要があります。これを「年末調整」といい、扶養親族や生命保険などの控除額を計算し正式な所得税額を確定させ、払いすぎた方には還付、足りない方からは徴収をします。その後、源泉徴収票を作成し市区町村等に提出します。

令和5年分の確定申告に向けての準備

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の金額を調べましょう

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の控除を受ける場合、納付額の証明書や領収書は必要ありませんが、年間納付額の合計金額を調べる必要があります。もしわからない場合は、お住いの市町村にあらかじめお問い合わせください。

控除証明書の保管をお願いします

10月頃から郵送されてきている国民年金やご加入の生命保険などの控除証明書は、決算時に必ず必要になりますので、大切に保管してください。控除証明書等は紛失すると再発行となりますのでご注意ください。

- ・国民年金保険料・生命保険・地震保険料
- ・小規模企業共済 など

医療費控除 領収書は捨てないで！

医療費控除は、ご自身や一緒に住んでいる家族のために支払った医療費が、1年間で一定金額を超えるとときに所得控除を受けることができる制度です。

確定申告の際は、「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付します。領収書の添付は必要ありませんが、5年間保管が必要です。「家族の分もいいの?」「領収書捨てちゃった」という方が多くいらっしゃいます。領収書は捨てないよう必ず保管してください。

マイナンバーの準備をお願いします

マイナンバーのコピーは毎年必要になります。当会にて決算指導をされている方は、決算時に下記の書類をご準備ください。



両面をコピーしたもの



※上記書類がない場合は申告会にご連絡ください

令和6年分の消費税の申告から簡易課税を選択されたい方

消費税の計算方法は「一般（本則）課税」と「簡易課税」の2通りがあります。簡易課税を選択されたい方は税務署に「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要となります。「令和6年分から課税事業者になるから簡易課税を選択したい」「今まで一般課税だったけど簡易課税にしたい」などの場合の届出書の提出期限は令和5年12月31日です。一般課税と簡易課税では納税金額に大きな差が生じる方もいらっしゃいます。お早めにご検討ください。